

# 安保法制違憲訴訟（東京国 賠）

## 原告準備書面（8）

大村芳昭





# I 全体の構成

## 第1 はじめに

本書の趣旨が、原告らの主張する人格権が国賠法により保護されるべき具体的権利・利益であること（国の主張の間違い）を論じることにある点を明示している。

## 第2 人格権が認められてきた沿革

18世紀以来今日までの、人格権の法的保護に関する沿革をたどっている。

## 第3 人格権に関する民法学者の学説

戦前から今日までの民法学者が人格権をどう理解していたかを紹介している。

## 第4 人格権に関する憲法学者の学説

主として2人の憲法学者の人格権に対する見解を紹介している。

## 第5 人格権に関する判例の検討

人格権が問題となった最高裁判決7件、下級審裁判例4軒を紹介する。

## 第6 原告の主張する人格権の内容

人格権の内容として、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穩生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利の3つを主張した。

## 第7 各原告らが侵害された人格権の具体的内容

安保法制によって原告らが侵害された人格権を、戦争体験者や基地周辺住民、公共機関の労働者など、原告らのそれぞれが属する類型ごとに主張した。

## 第8 終わりに

立法府と行政府が人権侵害を続ける以上、三権分立の下では司法に救済を求めるしかないとして、裁判所への期待を述べて準備書面(8)を結んだ。



## Ⅱ 各部分の要点

※第7及び第8はⅡの対象外とします

### 第1 はじめに

- ・ 人格権の多様化 (p272右3)
- ・ 人格権の内容⇒生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなど人格的属性、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体 (五十嵐清・p272右4)
- ・ 国賠法の保護対象たる人格権とは⇒次項以下



## 第2 人格権が認められてきた沿革

- 1 世界人権宣言12条⇒私事、名誉、信用
  - ・自由権規約17条もこれとほぼ同じ
- 2 第二次世界大戦前
  - ・ドイツ：氏名権明記、生命身体健康自由信用に対する侵害を不法行為と規定
  - ・フランス：判例により人格的利益を不法行為の被侵害利益として救済
  - ・スイス：人格的諸関係の違法な侵害を禁止・救済
  - ・英米法諸国：「人格権の法的保護」とはならなかったが、名誉やプライバシー等を個別に保護（アメリカでは私生活の保護として）



- ・ 日本：身体・自由・名誉の侵害を不法行為とし(民710)、人格的利益を個別に保護(例・村八分)

### 3 第二次世界大戦後

- ・ 多くの国で人格権侵害に法的保護が与えられた
- ・ ドイツ：基本法1条・2条により一般的人格権を権利として承認し慰謝料請求を肯定
- ・ フランス：民法に規定を置いて人格権を保護
- ・ スイス：保護内容を拡充する改正
- ・ アメリカ：コンピューターの発展とともにプライバシー法が発展
- ・ 日本：メディアの発展・人権意識の高揚、公害の認識により人格権に基づく請求が容認される



## 第3 人格権に関する民法学者の学説

### 1 第二次世界大戦前

- ・ 大正期に人格権概念を受容
- ・ 人格権概念の有用性への懐疑論が一時強まる  
(不法行為要件の「権利侵害」要件を「違法性」要件に置換える見解の通説化)
- ・ その後克服し今日に至る

### 2 第二次世界大戦後（不法行為法分野での発展）

- ・ 個別学説の紹介はこの資料では省略



## 第4 人格権に関する憲法学者の学説

### 1 佐藤幸治

- ・ 憲法13条の幸福追求権は基幹的な人格自律権  
⇒ここから憲法各条が明記する各種人権が派生  
⇒個別条項に明記されないものも補充的に保障  
(名誉権等、自己決定権、適正手続、参政権)

### 2 高橋和之

- ・ 憲法13条は新しい人権を改憲なく認める根拠  
⇒13条を根拠に創造される。それが13条の機能



## 第5 人格権に関する判例の検討

### 1 最高裁判所

- ①北方ジャーナル事件⇒「人格権としての名誉権」に基づく差し止め請求権を認めた。
- ②自衛隊合祀手続事件⇒「静謐な環境のもとで信仰生活を送る権利」を被侵害利益と認めなかった多数意見に伊藤正巳裁判官が反対。
- ③公立小学校ビラ配布事件⇒ビラ配布行為に起因する「私生活の平穏などの人格的利益」の侵害につき不法行為責任を認めた。



- ④水俣病認定業務事件⇒「内心の静穏な感情を害されない利益」を不法行為法上の保護の対象として認めた。
- ⑤不貞行為の相手に対する配偶者からの損賠請求事件⇒「婚姻共同生活の平和の維持」を法的保護に値するとして、婚姻破綻後の不貞行為の場合にかかる利益の侵害を否定した。
- ⑥エホバの証人輸血拒否事件⇒人格権の一内容である「輸血の可能性のある手術を受けるか否かを意思決定する権利」を不法行為による保護対象と認めた。
- ⑦石に泳ぐ魚事件⇒プライバシー事項を含む小説の公表により人格権としての名誉権等が侵害されたと認めた。



## 2 下級審

- ①大阪空港飛行差止事件(高裁)⇒「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益」の総体としての「人格権」は実定法の規定がなくても認められるとして、過去の損害の賠償、将来の損害の賠償および飛行差止を認めた。
- ②らい予防法国賠事件⇒同法下での隔離政策による被害を、憲法13条に基づく「人格権」の侵害として認めた。
- ③大飯原発運転差止事件⇒原子力発電所の運転の利益は経済活動の自由に属し、「人格権」(内容は①に同じ)の中核部分より劣位に置かれるとして、運転差止を認めた。
- ④福島原発被害者避難損害事件⇒原発事故による県外避難を余儀なくされたことにより人格権としての平穩生活権を害されたとして、損害賠償を認めた。



## 第6 原告の主張する人格権の内容

- 1 概要：人間が人間であることからその存在を全うするために認められる前憲法的な権利。日本では包括的明文規定はないが、判例・学説により認められてきた。この裁判では、その具体的内容として以下の3つを主張する。
- 2 生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権⇒判例・学説とも異論なし。
- 3 平穏生活権⇒多数の裁判例により認められている。
- 4 主権者として蔑ろにされない権利⇒憲法解釈の変更及び新安保法制法の制定は原告らの憲法改正手続への参加の機会を奪い、主権者としての立場を蔑にしたものであって、この被害感情は人格権として法的保護に値する。



ご清聴有難うございました